

実施推進検討会議中間報告についての意見募集結果(翻訳整備計画策定に向けたたたき台関係)

	翻訳予定年度	共管府省庁	意見数	理由
内閣官房				
高度情報通信ネットワーク社会形成基本法	18年度		:1	
構造改革特別区域法			:1	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
知的財産基本法			:1	
内閣府				
公益通報者保護法	18年度		:1	
国民の祝日に関する法律			:1	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
消費者基本法			:2	
食品安全基本法			:1	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律		警察庁, 法務省, 厚生労働省	:1	ドメスティック・バイオレンス被害防止の観点から(日本弁護士連合会)
公正取引委員会				
不当景品類及び不当表示防止法	18年度		:3	
下請代金支払遅延等防止法	18年度		:3	
官製談合等関与防止法	18年度			
企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針	19年度		:1	
大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法	19年度		:1	
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規程による認可の申請, 報告及び届出等に関する規則	19年度		:1	
企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針	20年度		:1	
不正な取引方法			:1	
警察庁				
銃砲刀剣類所持等取締法			:1	刑罰法規, 刑事手続, 退去強制事由(入管法5条)の内容を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会)
特殊解錠用具の所持の禁止等に関する法律			:1	刑罰法規, 刑事手続, 退去強制事由(入管法5条)の内容を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会)
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律			:1	刑罰法規, 刑事手続, 退去強制事由(入管法5条)の内容を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会)
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則			:1	刑罰法規, 刑事手続, 退去強制事由(入管法5条)の内容を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会)
防衛庁				
武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律	18~19年度		:1 / :1	英語圏の国が日本に武力攻撃したときにその捕虜をどう扱うかということは, 翻訳の必要性がないのではないかと。あたかも米国が日本を攻めても米兵は捕虜として優遇します, ということのアピールしているようでおかしい(弁護士・男)
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律	20年度		:1	

	翻訳予定年度	共管府省庁	意見数	理由
金融庁				
証券取引法	20年度	財務省	:11	対日投資の促進にとって重要なため(日本貿易会) 事業活動と関わりが深い(日本経済団体連合会) 外国から見て翻訳の必要性が高いように思われるので、前倒しで作業を進めることが望ましい(大学教員・男) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男) 対日投資上のニーズが強いため、早期の翻訳を求める。また施行令、府令、ガイドライン等の重要性も高いので、法と並行した早期の翻訳を求める(弁護士・女) 取引をしていると頻繁に使うものであり、取引先もおそらく必要と感じていると思う(自営業・男)
外国証券会社に関する内閣府令			:1	
外国証券業者に関する法律			:3	取引をしていると頻繁に使うものであり、取引先もおそらく必要と感じていると思う(自営業・男)
外国証券業者に関する法律施行令			:1	
貸金業の規制等に関する法律			:5	事業活動と関わりが深い(日本経済団体連合会) 取引をしていると頻繁に使うものであり、取引先もおそらく必要と感じていると思う(自営業・男)
貸付信託法			:1	
株券等の保管及び振替に関する法律		法務省	:2	取引をしていると頻繁に使うものであり、取引先もおそらく必要と感じていると思う(自営業・男)
監査法人に関する内閣府令			:1	
企業内容等の開示に関する内閣府令			:1	
偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律			:1	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
協同組合による金融事業に関する法律			:1	
協同組織金融機関の優先出資に関する法律		厚生労働省・農林水産省	:1	
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律		財務省	:1	
銀行等の事務の簡素化に関する法律		法務省	:2	取引をしていると頻繁に使うものであり、取引先もおそらく必要と感じていると思う(自営業・男)
銀行法			:6	事業活動と関わりが深い(日本経済団体連合会) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
銀行法施行規則			:1	
金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律			:1	
金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律		警察庁・厚生労働省	:2	
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律			:1	
金融機関の合併及び転換に関する法律		厚生労働省	:2	なかなか契約内容の説明に入れない。あると何かと便利(自営業・男)
金融機関の証券業務に関する内閣府令			:1	
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律			:2	
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律		厚生労働省	:1	

	翻訳予定年度	共管府省庁	意見数	理由
金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律			:1	
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律			:2	取引をしていると頻繁に使うものであり、取引先もおそらく必要と感じていると思う(自営業・男)
金融先物取引法			:6	事業活動と関わりが深い(日本経済団体連合会) 金融・保険業を営む場合に重要であるため(日本貿易会) 取引をしていると頻繁に使うものであり、取引先もおそらく必要と感じていると思う(自営業・男)
金融商品の販売等に関する法律			:3	金融・保険業を営む場合に重要であるため(日本貿易会)
公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令			:1	
公認会計士法			:2	
公認会計士法施行令			:1	
財務諸表等の監査証明に関する内閣府令			:1	
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則			:1	
自己資本比率告示			:1	
資産の流動化に関する法律			:3	
社債等の振替に関する法律		法務省・財務省	:4	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男) 取引をしていると頻繁に使うものであり、取引先もおそらく必要と感じていると思う(自営業・男)
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律		法務省	:5	金融・保険業を営む場合に重要であるため(日本貿易会) 事業活動と関わりが深い(日本経済団体連合会) 消費者としての保護等の必要性の観点から(日本弁護士連合会)
証券会社に関する内閣府令			:2	
証券会社の行為規制等に関する内閣府令			:2	
証券会社の自己資本規制に関する内閣府令			:2	
証券会社の分別保管に関する内閣府令			:2	
証券取引法施行令		財務省	:3	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
信託業法			:5	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男) 最近大きな改正があったため
信用金庫法			:1	
船主相互保険組合法			:2	なかなか契約内容の説明に入れれない。あると何かと便利(自営業・男)
損害保険料率算出団体に関する法律			:3	なかなか契約内容の説明に入れれない。あると何かと便利(自営業・男)
担保附社債信託法		法務省	:3	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
長期信用銀行法			:2	
抵当証券業の規制等に関する法律			:2	取引をしていると頻繁に使うものであり、取引先もおそらく必要と感じていると思う(自営業・男)
投資信託及び投資法人に関する法律			:4	取引をしていると頻繁に使うものであり、取引先もおそらく必要と感じていると思う(自営業・男)
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律			:1	
変額年金保険告示			:1	
保険業法		財務省	:9	金融・保険業を営む場合に重要であるため(日本貿易会) 事業活動と関わりが深い(日本経済団体連合会) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男) なかなか契約内容の説明に入れれない。あると何かと便利(自営業・男)

	翻訳予定年度	共管府省庁	意見数	理由
保険業法施行規則			:3	
保険業法施行令		財務省	:1	
前払式証券の規制等に関する法律			:2	
窓販告示			:1	
無尽業法			:2	なかなか契約内容の説明に入れない。あと何かと便利(自営業・男)
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律			:5	取引をしていると頻繁に使うものであり、取引先もおそらく必要と感じていると思う(自営業・男)
預金保険法		財務省	:2	
労働金庫法			:1	
総務省				
行政相談委員法	18年度			
行政機関が行う政策の評価に関する法律	18年度			
日本電信電話株式会社等に関する法律	18年度		:1 / :1	外国企業が日本の当該企業を買収できるか等に関わるもので、外国企業自身のコストで翻訳すべきものではないか(弁護士・男)
統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件	18年度			
特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律	18年度	経済産業省		
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律	18年度		:1 / :1	米軍が既に翻訳しているはずであり、また、国際取引に関するものでもないのではないか(弁護士・男)
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	18～20年度		:1	
電波法	18～20年度		:1 / :1	国際取引において引用される頻度が高いと思われる(日本弁護士連合会) 外国企業が日本の当該企業を買収できるか等に関わるもので、外国企業自身のコストで翻訳すべきものではないか(弁護士・男)
電気通信事業法	18～20年度		:2 / :1	国際取引において引用される頻度が高いと思われる(日本弁護士連合会) 外国企業が日本の当該企業を買収できるか等に関わるもので、外国企業自身のコストで翻訳すべきものではないか(弁護士・男)
統計法	18～20年度			
統計報告調整法	18～20年度			
事業所・企業統計調査規則	18～20年度			
国家行政組織法	18～20年度		:2	行政の基本を定めている(日本経済団体連合会)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う電気通信事業法等の特例に関する法律	18～20年度		:1 / :1	米軍が既に翻訳しているはずであり、また、国際取引に関するものでもないのではないか(弁護士・男)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律	18～20年度		:1 / :1	米軍が既に翻訳しているはずであり、また、国際取引に関するものでもないのではないか(弁護士・男)

	翻訳予定年度	共管府省庁	意見数	理由
放送法	18～20年度		:1 / :1	外国企業が日本の当該企業を買収できるか等に関わるもので、外国企業自身のコストで翻訳すべきものではないか(弁護士・男)
地方自治法	19～20年度		:2	行政の基本を定めている(日本経済団体連合会)
行政不服審査法			:4	行政の基本を定めている(日本経済団体連合会) 入管による行政処分等を争う権利を実質化する観点から(適用除外も含め) (日本弁護士連合会)
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律		警察庁	:1	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
国家公務員倫理法		人事院	:1	行政の基本を定めている(日本経済団体連合会)
地方税法		財務省	:1	
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律		経済産業省	:1	
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律			:1	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
法務省				
知的財産高等裁判所設置法	18年度		:1	
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	18年度		:4	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令	18年度			
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則	18年度			
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法	18年度		:2	
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則	18年度		:1	
民法(第2編,第3編第2章～第5章,第4編,第5編)	18年度		:8	経済生活・社会活動の基本となる(日本経済団体連合会) 途上国法整備支援の観点から(日本弁護士連合会) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
会社法(第1編～第4編)	18年度		:10	経済生活・社会活動の基本となる(日本経済団体連合会) 国際企業法務の観点から(日本弁護士連合会) もっと早く翻訳を完成してほしい(大阪府・弁護士・男) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男) 取引先からクレームが来ているので、もっと早く翻訳をしてほしい(会社役員・男)
刑事訴訟法(第1編)	18年度		:2	刑事手続の内容を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
児童買春,児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	18年度		:1	
国際受刑者移送法	18年度		:1	
刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律	18年度		:2	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
恩赦法	18年度			
恩赦法施行規則	18年度			
保護司法	18年度			
出入国管理及び難民認定法	18年度		:2	在留資格等の実質的許可基準を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会)

	翻訳予定年度	共管府省庁	意見数	理由
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	18年度		: 1	在留資格等の実質的許可基準を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会)
裁判所法	19年度		: 1	
裁判の迅速化に関する法律	19年度		: 1	
会社法(第5編～)	19年度		: 9	経済生活・社会活動の基本となる(日本経済団体連合会) 国際企業法務の観点から(日本弁護士連合会) もっと早く翻訳を完成してほしい(大阪府・弁護士・男) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男) 取引先からクレームが来ているので、もっと早く翻訳をしてほしい(東京都・会社役員・男)
民事訴訟法	19年度		: 4	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
民事執行法	19年度		: 2	
破産法	19年度		: 5	最近大きな改正があったため(日本弁護士連合会) 取引先からクレームが来ているので、もっと早く翻訳をしてほしい(会社役員・男)
民事再生法	19年度		: 5	最近大きな改正があったから。ファンドによる外国投資に関わるものであるため(日本弁護士連合会) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
刑事訴訟法(第2編)	19年度		: 2	刑事手続の内容を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
国際捜査共助等に関する法律	19年度		: 1	
更生保護事業法	19年度		: 1 / : 1	刑務所を出所した外国人を保護会に入れるという例は聞いたことがない。刑務所を出たら強制退去が多いと思われ、優先順位は低いのではないか(弁護士・男)
出入国管理及び難民認定法施行規則	19年度		: 1	在留資格等の実質的許可基準を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会)
外国人登録法	19年度		: 1	在留資格等の実質的許可基準を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会)
国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律	20年度		: 1	
国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令	20年度		: 1	
債権管理回収業に関する特別措置法	20年度		: 3	
債権管理回収業に関する特別措置法施行令	20年度		: 1	
債権管理回収業に関する特別措置法施行規則	20年度		: 1	
民事保全法	20年度		: 2	
会社更生法	20年度		: 5	最近大きな改正があったから(日本弁護士連合会) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
行政事件訴訟法	20年度		: 1	入管による行政処分等を争う権利を実質化する観点から(日本弁護士連合会)

	翻訳予定年度	共管府省庁	意見数	理由
商業登記法	20年度		:3	外国から見て翻訳の必要性が高いように思われるので、前倒しで作業を進めることが望ましい(大学教員・男) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
不動産登記法	20年度		:3	
国際私法案(法例に変更予定)	20年度		:4 / :1	国際私法の関連規定であるため(日本貿易会) 渉外事件の準拠法を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会) そもそも我が国の国際私法の基本法である法例が翻訳対象になっていないのに、法案を翻訳することはおかしいのではないか(弁護士・男)
信託法案	20年度		:3 / :1	最近大きな改正があったため(日本弁護士連合会) 法案を翻訳する必要はないのではないか(弁護士・男)
国籍法	20年度		:2	国際婚姻等で生まれた子どもの国籍等を判断する必要に応える観点から(日本弁護士連合会)
外国倒産処理手続の承認援助に関する法律	20年度		:5	外国から見て翻訳の必要性が高いように思われるので、前倒しで作業を進めることが望ましい(大学教員・男)
刑事訴訟法(第3編～)	20年度		:2	刑事手続の内容を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
逃亡犯罪人引渡法	20年度		:1	
犯罪予防者更生法	20年度		:1	
執行猶予者保護観察法	20年度		:1	
外国裁判所の囑託に因る共助法			:2	
株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律			:1	
戸籍法			:1	国際婚姻等で生まれた子どもの国籍等を判断する必要に応える観点から(日本弁護士連合会)
小切手法			:1	日本のビジネスにおいて重要であるため(日本貿易会)
国際海上物品運送法			:1	
司法書士法			:1	司法書士は法律専門職の中でも、特に不動産登記や商業登記の専門家である。外国企業が日本に投資する場合、登記が欠かせない手続であるが、その担い手が誰なのか理解がないと、投資を検討する入り口の段階でとまどうことになる。不動産登記法と商業登記法が対象に取り上げられているのは当然であるが、その担い手である司法書士法の外国語訳も登記制度を支えるものとして必然である。更に、簡裁訴訟代理等関係業務や成年後見業務でも積極的に取り組み、広く司法制度を下支えする資格者として国民に密着している法律家である司法書士を規律する本法を取り上げるべき(日本司法書士会連合会)
借地借家法			:2	対日投資に当たり重要と思われるため(日本貿易会)
社債等登録法		金融庁	:1	
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律		金融庁	:5	金融・保険業を営む場合に重要であるため(日本貿易会) 事業活動と関わりが深い(日本経済団体連合会) 消費者としての保護等の必要性の観点から(日本弁護士連合会)
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の表の下欄に掲げる活動を定める件			:1	在留資格等の実質的許可基準を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会)

	翻訳予定年度	共管府省庁	意見数	理由
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件			:1	在留資格等の実質的許可基準を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会)
商法			:5	日本のビジネスにおいて重要であるため(日本貿易会) 経済生活・社会活動の基本となる(日本経済団体連合会) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
商法施行規則			:1	
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律			:2	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律			:3	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
担保附社債信託法		金融庁	:3	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
中間法人法			:2	対日投資に当たり重要と思われるため(日本貿易会) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
仲裁法			:1	裁判によらない紛争解決手段であるため(日本貿易会)
手形法			:1	日本のビジネスにおいて重要であるため(日本貿易会)
動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律			:4	対日投資に当たり重要と思われるため(日本貿易会) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
盗犯等の防止及処分に関する法律			:1	刑罰法規, 刑事手続, 退去強制事由(入管法5条)の内容を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会)
特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律			:1	
日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法			:1	在留資格等の実質的許可基準を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会)
任意後見契約に関する法律			:1	
売春防止法			:1	刑罰法規, 刑事手続, 退去強制事由(入管法5条)の内容を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会)
被収容者処遇規則			:1	入管収容施設の処遇規則は被収容者にこそ認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会)
非訟事件手続法			:2	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
扶養義務の準拠法に関する法律			:1	涉外事件の準拠法を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会)
弁護士法			:1	
民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律			:1	
民事調停法			:1	裁判によらない紛争解決手段であるため(日本貿易会)
利息制限法			:4	金融・保険業を営む場合に重要であるため(日本貿易会) 消費者としての保護等の必要性の観点から(日本弁護士連合会)
外務省				
細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発, 生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律	18年度			

	翻訳予定年度	共管府省庁	意見数	理由
細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発,生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律施行令	18年度			
独立行政法人国際協力機構法	19年度			
独立行政法人国際交流基金法	19年度			
財務省				
日本の税法についての網羅的かつ詳細な解説書 (Comprehensive handbook of Japanese Taxes)	18～19年度		:1	
税法	19～20年度		:1	
外国為替令		経済産業省	:1	
関税定率法			:2	国際取引に欠かせない(日本経済団体連合会)
関税法			:3	国際取引に欠かせない(日本経済団体連合会) 外国人に周知しないと日本が損をすることにも繋がるので,早く翻訳すべき(会社員・男)
国際協力銀行法		外務省	:1	
国税徴収法			:1	事業活動と関わりが深い(日本経済団体連合会)
国税通則法			:1	事業活動と関わりが深い(日本経済団体連合会)
地震保険に関する法律			:1	
消費税法			:3	事業活動と関わりが深い(日本経済団体連合会)
所得税法			:3	
租税特別措置法			:1	
対内直接投資等に関する政令		警察庁・金融庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省	:1	
地価税法			:1	
登録免許税法			:1	
日本銀行法		金融庁	:1	
法人税法			:4	事業活動と関わりが深い(日本経済団体連合会)
文部科学省				
ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律	18年度			
文化財の不法輸出入等の規制等に関する法律	18年度		:1	
原子力損害の賠償に関する法律	19年度			事業活動と関わりが深い(日本経済団体連合会)
技術士法	19年度			
学校教育法	20年度		:3	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
原子力損害賠償補償契約に関する法律			:1	
高等学校設置基準			:1	
高等専門学校設置基準			:1	
小学校設置基準			:1	
専修学校設置基準			:1	
大学設置基準			:1	
中学校設置基準			:1	

	翻訳予定年度	共管府省庁	意見数	理由
プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律			: 1	
厚生労働省				
労働組合法	18年度	国土交通省	: 8	経営管理上不可欠(日本経済団体連合会) 日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
労働関係調整法	18年度	国土交通省	: 2	
個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律	18年度	国土交通省	: 2	就業規則等を作成する上で密接な関係があり、外資系企業経営者や労働者に周知させる必要がある(全国社会保険労務士会連合会)
労働安全衛生法	18年度	国土交通省	: 5	日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	18年度	国土交通省	: 3	就業規則等を作成する上で密接な関係があり、外資系企業経営者や労働者に周知させる必要がある(全国社会保険労務士会連合会)
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	18年度	国土交通省	: 3	就業規則等を作成する上で密接な関係があり、外資系企業経営者や労働者に周知させる必要がある(全国社会保険労務士会連合会) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律	19年度			
検疫法	19年度			
と畜場法	19年度			
児童福祉法	19年度		: 2	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
障害者自立支援法	19年度		: 1	
介護保険法	19年度		: 2	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
厚生年金保険法	19年度		: 6	各国との社会保障協定の締結により、我が国の年金制度理解へのニーズがますます高まっていることから、より優先して翻訳することが望ましい(全国社会保険労務士会連合会) 日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
職業安定法	19年度		: 6	就業規則等を作成する上で密接な関係があり、外資系企業経営者や労働者に周知させる必要がある(全国社会保険労務士会連合会) 日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)

	翻訳予定年度	共管府省庁	意見数	理由
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律	19年度		: 6	就業規則等を作成する上で密接な関係があり、外資系企業経営者や労働者に周知させる必要がある(全国社会保険労務士会連合会) 日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
雇用保険法	19年度		: 6	傷病時にどのような救援があるかを周知させ、保険者が適切に処理しているか理解できる基盤を提供することが、在日外国人の生活上の利便にとって重要であり、優先して翻訳すべきである。今後の外国人労働者の増加を考慮すると、企業にとって、この法律の英訳の必要性は高いと考えられる(全国社会保険労務士会) 日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
社会福祉法	20年度		: 1	
社会福祉士及び介護福祉士法	20年度		: 1	
健康保険法	20年度		: 7	傷病時にどのような救援があるかを周知させ、保険者が適切に処理しているか理解できる基盤を提供することが、在日外国人の生活上の利便にとって重要であり、優先して翻訳すべきである。今後の外国人労働者の増加を考慮すると、企業にとって、この法律の英訳の必要性は高いと考えられる(全国社会保険労務士会) 日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
労働者災害補償保険法	20年度		: 6	傷病時にどのような救援があるかを周知させ、保険者が適切に処理しているか理解できる基盤を提供することが、在日外国人の生活上の利便にとって重要であり、優先して翻訳すべきである。今後の外国人労働者の増加を考慮すると、企業にとって、この法律の英訳の必要性は高いと考えられる(全国社会保険労務士会) 日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
高齢者等の雇用の安定等に関する法律	20年度		: 2	就業規則等を作成する上で密接な関係があり、外資系企業経営者や労働者に周知させる必要がある(全国社会保険労務士会連合会)
障害者の雇用の促進等に関する法律	20年度		: 1	
職業能力開発促進法	20年度		: 1	
あへん法			: 1	刑罰法規、刑事手続、退去強制事由(入管法5条)の内容を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会)
会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律			: 1	
化学物質の審査及び製造などの規制に関する法律		経済産業省・環境省	: 1	
覚せい剤取締法			: 1	刑罰法規、刑事手続、退去強制事由(入管法5条)の内容を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会)
確定拠出年金法		金融庁	: 1	

	翻訳予定年度	共管府省庁	意見数	理由
健康保険法施行規則			: 4	日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
厚生年金保険法施行規則			: 4	日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
国民健康保険法			: 2	社会保障制度の内容を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
国民年金法			: 7	国民年金法の理解なくして、厚生年金保険法の理解は難しい。また、各国と社会保障協定が締結されているが、国民年金法も厚生年金保険法と同様にその基盤となるものであり、厚生年金保険法と同時に翻訳されることが望ましい(全国社会保険労務士会連合会) 日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
国民年金法施行規則			: 4	日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
雇用保険法施行規則			: 4	日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
社会保険労務士法			: 4	日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
社会保険労務士法施行規則			: 4	日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
職業安定法施行規則			: 4	日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
食品衛生法			: 2	専門性を有するが、基本的な法律であり、早期の翻訳を求める(弁護士・女)

	翻訳予定年度	共管府省庁	意見数	理由
女性労働基準規則			: 4	日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
生活保護法			: 2	社会保障制度の内容を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会) 翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律			: 1	
毒物及び劇物取締法			: 1	
年少者労働基準規則			: 4	日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
麻薬及び向精神薬取締法			: 1	刑罰法規、刑事手続、退去強制事由(入管法5条)の内容を認識する機会が保障されるべきであるとの観点から(日本弁護士連合会)
薬事法			: 4	専門性を有するが、基本的な法律であり、早期の翻訳を求める(弁護士・女)
労働安全衛生規則			: 4	日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
労働基準法施行規則			: 4	日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
労働金庫法			: 1	
労働者災害補償保険法施行規則			: 4	日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則			: 4	日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
労働保険の保険料の徴収等に関する法律			: 5	我が国の労働保険料の徴収の根拠となっており、現在、国内で労働者を雇用する外国企業にとっては労働保険料がどのような計算に基づいて徴収されているのか理解されづらい状況にあるから(全国社会保険労務士会連合会) 日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)

	翻訳予定年度	共管府省庁	意見数	理由
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則			: 4	日本の労働法分野の英訳がないことは、企業法務分野で大きなディスアドヴァンテージ。これまでの出版物は誤訳が多く信用できない。当該法令は労働法フィールドで最も基本的な法規であり、政府の早急な対応を希望する(会社員)
農林水産省				
食料・農業・農村基本法	18年度		: 1	
家畜伝染病予防法	18年度		: 1	
森林・林業基本法	18年度		: 1	
水産基本法	18年度		: 1	
外国人漁業の規制に関する法律	18年度		: 1	
植物防疫法	19年度		: 1	
排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律	19年度		: 1	
水産資源保護法	19年度		: 1	
漁業法	20年度		: 1	
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律			: 1	
水産業協同組合法		金融庁・国土交通省	: 1	
中小漁業融資保証法		農林水産省	: 1	
動物用医薬品等取締規則			: 1	
農業協同組合法		金融庁	: 1	
農業信用保証保険法		金融庁・財務省	: 1	
農水産業協同組合貯金保険法		金融庁・財務省	: 2	なかなか契約内容の説明に入れない。あると何かと便利(自営業・男)
農林中央金庫法		金融庁	: 2	なかなか契約内容の説明に入れない。あると何かと便利(自営業・男)
経済産業省				
意匠法	18年度		: 2	
実用新案法	18年度		: 3	
資源の有効な利用の促進に関する法律	18年度	財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省		
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	18年度	財務省・農林水産省・厚生労働省・環境省		
電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律	18年度		: 2	
電子署名及び認証業務に関する法律	18年度	総務省・法務省	: 2	
電気用品安全法	18年度		: 2	
特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律	18年度	総務省		
特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律	18年度	環境省		
エネルギー政策基本法	18年度		: 1	
エネルギーの使用の合理化に関する法律	18年度	国土交通省	: 1	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
石油の備蓄の確保等に関する法律	18年度		: 1	日本の石油の備蓄は日本の国益だと思うが、外国企業や外国人にその内容を教えて、国際取引に資することは考えがたいのではないか(弁護士・男)

	翻訳予定年度	共管府省庁	意見数	理由
電気事業法	18年度		:1	
有限責任事業組合契約に関する法律	18年度		:3	
投資事業有限責任組合契約に関する法律	18年度		:2	
投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令	18年度		:1	
輸出貿易管理令	18～20年度	財務省	:2	
輸入貿易管理令	18～20年度	財務省	:2	
半導体集積回路の回路配置に関する法律	18～20年度		:1	
外国為替及び外国貿易法	19～20年度	財務省	:4	外国人に周知しないと日本が損をすることに繋がるから、もっと早く翻訳すべき(会社員・男)
工業標準化法	19～20年度	総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省		
計量法	19～20年度		:1	
使用済自動車の再資源化等に関する法律	19～20年度	環境省		
家庭用品品質表示法	19～20年度			
消費生活用製品安全法	19～20年度	農林水産省	:1	
大規模小売店舗立地法	19～20年度		:1	
商品取引所法	19～20年度	農林水産省		
割賦販売法	19～20年度		:2	
新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法	19～20年度			
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法	19～20年度			
熱供給事業法	19～20年度		:1	
ガス事業法	19～20年度		:1	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	19～20年度	文部科学省・国土交通省		
原子力災害対策特別措置法	19～20年度	文部科学省・国土交通省		
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法	19～20年度			
鉱業法	19～20年度			
石油及び可燃性天然ガス資源開発法	19～20年度			
日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法	19～20年度	総務省		
揮発油等の品質の確保等に関する法律	19～20年度			
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律	19～20年度			
外国為替令		財務省	:1	
化学物質の審査及び製造などの規制に関する法律		厚生労働省・環境省	:1	
商品投資に係る事業の規制に関する法律		金融庁・農林水産省	:1	

	翻訳予定年度	共管府省庁	意見数	理由
中小企業等協同組合法		金融庁・財務省・農林水産省・厚生労働省・国土交通省	:1	
特定商取引に関する法律		警察庁・農林水産省・厚生労働省・国土交通省	:4	事業活動と関わりが深い(日本経済団体連合会) 消費者としての保護等の必要性の観点から(日本弁護士連合会) 外国人が消費者被害に遭う例が外国人相談であり、消費者問題にとっては必須である(弁護士・男)
特定商取引に関する法律施行規則			:2	消費者としての保護等の必要性の観点から(日本弁護士連合会) 外国人が消費者被害に遭う例が外国人相談であり、消費者問題にとっては必須である(弁護士・男)
特定商取引に関する法律施行令		警察庁・農林水産省・厚生労働省・国土交通省	:2	消費者としての保護等の必要性の観点から(日本弁護士連合会) 外国人が消費者被害に遭う例が外国人相談であり、消費者問題にとっては必須である(弁護士・男)
国土交通省				
土地基本法	18年度		:1	
北海道開発法	18年度			
国土総合開発法(国土形成計画法に改正予定)	18年度			
航空・鉄道事故調査委員会設置法	18年度			
建設業法	19～20年度		:1	
都市計画法	19～20年度		:1	
河川法	19～20年度			
道路法	19～20年度			
住宅建設計画法	19～20年度			
船舶油濁損害賠償保障法	19～20年度			
港湾法	19～20年度			
航空法	19～20年度		:1	
アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	19～20年度			
貨物利用運送事業法	19～20年度		:1	
測量法	19～20年度			
国土利用計画法	19～20年度			
鉄道事業法	19～20年度		:1	
貨物自動車運送事業法	19～20年度		:1	
港則法	19～20年度			
気象業務法	19～20年度		:1	
海難審判法	19～20年度		:1	
建築基準法			:2	国際取引において引用される頻度が高いと思われるため(日本弁護士連合会)
自動車損害賠償保障法		金融庁	:3	なかなか契約内容の説明に入れない。あると何かと便利(自営業・男)
宅地建物取引業法			:1	国際取引において引用される頻度が高いと思われるため(日本弁護士連合会)
環境省				
地球温暖化対策の推進に関する法律	18年度		:2	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)

	翻訳予定年度	共管府省庁	意見数	理由
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	18年度		:2	
環境基本法	18～20年度		:2	
循環型社会形成推進基本法	18～20年度			
遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	18～20年度			
化学物質の審査及び製造などの規制に関する法律		厚生労働省・経済産業省	:1	
土壤汚染対策法			:1	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律			:1	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
人事院<検討会議オブザーバー>				
国家公務員法	18年度		:1 / :1	役人には重要かもしれないが、ほとんどの日本人にはどうでもいいこと(会社役員・男)
国家公務員倫理法		総務省	:1	行政の基本を定めている(日本経済団体連合会)
最高裁判所<検討会議オブザーバー>				
外国倒産処理手続の承認援助に関する規則			:1	
会社更正規則			:1	
家事審判規則			:1	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
刑事訴訟規則			:2	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)
破産規則			:1	
民事再生規則			:1	
民事訴訟規則			:1	
労働審判規則			:1	翻訳の有無について問い合わせを受けたことがあるから(会社役員・男)

黄色く塗られた欄は、中間報告添付のたたき台には掲載されていなかったが、意見募集において、翻訳の要望があったものを示す(50音順)。

「意見数」欄及び「理由」欄の「」は賛成意見・肯定的意見、「」は反対意見・否定的意見を示す。

なお、「理由」欄が空欄のものについては、意見はあったが、その具体的な理由が示されていないものである。

上記法令のほかに、日本が締結している条約の一覧表の翻訳が必要であるとの意見が2件あった。

複数の府省が共管している法令については、主管府省の欄にのみ記載し、「共管府省庁」欄に共管府省を参考記載している。

また、条文ごとに複数の府省が共管していたり、主管府省が明らかでない法令については、所管する各府省の欄にそれぞれ記載し、共管府省も参考記載している。

なお、「共管府省庁」欄は、あくまで事務局において把握できた範囲で参考として記載したものであり、全ての共管府省の情報が正確に網羅されているものではない。